

○神奈川県川崎競馬組合財政状況の公表に関する条例

(平成12年4月1日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による神奈川県川崎競馬組合の財政状況（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表等)

第2条 財政状況の公表等は、神奈川県川崎競馬組合事務所の掲示場に掲示して行う。

2 前項に定めるもののほか、財政状況の公表の期日及び内容については、神奈川県財政状況の公表に関する条例（昭和23年神奈川県条例第30号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。